

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第14回本部員会議

日時：令和2年5月15日(金)15時～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

先月、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受けまして、本県におきましては、県民・事業者の皆さんに対して、手洗いの励行、三つの密の回避、都道府県をまたぐ移動の自粛、遊技場等の休業等の協力を要請するとともに、県有施設の休館や県主催のイベントの自粛など、全県をあげて感染拡大防止対策を行ってきました。

このような取組を進めてきた結果、本県の感染の拡大が抑え込まれていること、また、医療提供体制の充実などが評価され、昨日、本県の緊急事態宣言が解除されました。

しかしながら、全国においては多数の感染者が確認されています。未だ予断を許さない状況にあることから、本県においても、引き続きですね、決して気を緩めることなく、感染拡大防止対策に県民、市町や企業と、関係機関、連携いたしまして、取り組んでいく必要があります。

本日の本部員会議では、昨日発表されました、政府の対処方針における「緊急事態措置の対象とならない都道府県の取組等」に沿って、本県における対応を協議するものです。どうぞよろしくをお願いします。

2 議題（1）現在の発生状況及び本県の取組について

- ・事務局説明（健康増進課長）
別添資料1・2より説明

3 議題（2）緊急事態宣言の解除に係る本県の対応について

- ・事務局説明（総務部理事）
別添資料3・4より説明

- ・本部長発言（村岡知事）

ただ今の事務局からの説明について、質問や発言等がありましたらお願いします。

・総務部長発言

直接本日の議題に関係するというわけではありませんけれども、この場をお借りしまして、新型コロナウイルス医療対策支援のふるさと納税につきまして、ご紹介とお願いでございます。

来週月曜日、5月18日から、県のふるさと納税「つながる。やまぐち応援寄附金」において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、医療提供体制を強化するための取組に活用する寄附の募集を開始いたします。

全国的なポータルサイトであります「さとふる」で寄附を受け付けるとともに、広報広聴課のフェイスブックや新型コロナウイルス対策本部のツイッター、ライン等で広報してまいりますので、本部員の皆様を始めまして、また、本日お集りのマスコミの皆様方におかれましても、資料は本日記者発表として配布をさせていただきますので、特に県外の方々に対しまして、ぜひ積極的なPRにご協力をいただきますよう、お願いをいたします。

・健康福祉部長発言

昨日、本県の緊急事態宣言が解除されましたが、この新型コロナウイルスによる感染症は、残念ながら、再度の感染拡大が予想されています。

このため、健康福祉部といたしましては、今後、新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、医療提供体制、そして保健所の体制強化に向けて、継続して取組を進めていきたいと考えています。

まず、医療提供体制については、これまで、受入病床として384床、そして、軽症者用の宿泊施設として594室を確保しております。感染患者の受入れ体制の拡充を図ったところでございます。今後は、円滑な入退院調整に向けまして、具体的手順等を各医療圏ごとに、確認していくこととしています。

また、今般、抗原検査が保険適用されましたが、PCR検査の更なる拡充も含めまして、必要とされる方が、迅速に検査を受けられるよう、検査体制の強化に、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

次に、保健所の体制強化についてですが、積極的疫学調査や相談業務、そして感染者の入院先の調整・搬送など、保健所の業務は多岐にわたっております。感染者が増加しても、これら業務が円滑に行えるよう、こうした体制を確保しておく必要があります。

このため、相談業務にあたる保健師の更なる増員配置、それから、専門的な業務に専念できるよう、データ整理等を補助する事務職員の応援派遣体制など、引き続き、保健所の体制強化に努めてまいります。

4 本部長発言（村岡知事）

各本部長から、政府の方針を踏まえました県の対応について、報告がありました。

最後に、私からですけれども、外出の自粛、それから施設の休業など、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けまして格別のご協力をいただきました、県民の皆様、企業の皆様、そしてまた、医療提供体制の充実についてご協力をいただきました、医療関係者の皆様に、まずもって心から感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、このたび、本県の緊急事態宣言が解除されることになりましたが、8都道府県を対象とした緊急事態宣言、これは継続されております。本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大、これを防ぐためには、引き続き全県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

県民の皆様、企業の皆様には、ご負担をおかけしますが、再び感染を拡大させないように、今から申し上げる取組について、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

まず、緊急事態宣言対象都道府県への移動については、感染拡大防止の観点から、これまで同様、避けてください。また、通勤・通学・通院など、日常的なものを除き、県をまたぐ不要不急の移動を控えてください。

緊急事態宣言対象都道府県からの帰省や来訪等を考えておられる方には、皆様から強く自粛を働きかけてください。また、緊急事態宣言対象都道府県と往来があった方や、その方と一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えていただくようお願いいたします。

企業の皆様におかれては、緊急事態宣言対象都道府県への出張の自粛や、在宅勤務、テレワーク、テレビ会議の活用など、人との接触を低減する取組を推進をいただくとともに、業種ごとに策定されます、感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための適切な対策をお願いいたします。

皆様お一人おひとりが「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避けるなど、感染防止対策を行われるとともに、国の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を参考として、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。県内での感染を防止するため、県民の皆様には引き続き、ぜひともご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

また、各部局においても、再度の感染拡大、これを全力で防いでいくこと、そして、県民の皆様の不安の解消に向けて、しっかりと危機意識をもって取り組んでください。

以上で、本日の会議を終了します。